

## 元海兵隊員による女性死体遺棄事件に関する意見書

沖縄県で4月下旬から行方不明となっていた20歳の女性が遺体で発見され、元海兵隊員の米軍属が去る5月19日に死体遺棄容疑で逮捕され、その後殺人容疑で再逮捕されるという凶悪事件が発生したことは、沖縄県民だけでなく全国民に恐怖と衝撃を与えました。しかも、在沖縄米軍が基地外での飲酒などを禁じる綱紀粛正策を発表してからわずか1週間後には、米海軍兵が酒に酔って車を運転し、2人にけがをさせ逮捕される事態が起きました。

なぜ沖縄でこうした事態が繰り返されるのか。最大の要因は、沖縄県に在日米軍専用基地面積の約74%という広大な米軍基地が集中し、県民が基地と隣り合わせの生活を余儀なくされていることです。沖縄の米軍基地の抜本的縮小、撤去に踏み出さない限り、「基地あるがゆえの犯罪」は決してなくなりません。

また、基地の重圧とともに沖縄県民に犠牲をもたらしているのが日米地位協定です。日米安全保障条約に基づく日米地位協定は、在日米軍や軍人・軍属らの法的地位を定めています。米軍人・軍属が起こした犯罪に対する第1次裁判権は「公務中」は米側にあり、「公務外」では日本側にあるものの、犯人が基地内に逃げ込めば原則起訴まで身柄を引き渡さなくてもいいなど、米側に数多くの特権を認めています。在日米軍に治外法権的な特権を保障している屈辱的な日米地位協定の抜本的な見直しは、軍人・軍属らの犯罪を防止する上でも不可欠です。

よって、町田市議会は、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されることを日米両政府に対し求めます。

### 記

- 1 日米両政府は、遺族に対して改めて謝罪し完全な補償を行うこと。
- 2 日米首脳において沖縄の基地問題、米軍人・軍属等の犯罪を根絶するための対応を協議すること。
- 3 米軍人等の特権的に扱う身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の抜本改定を行うこと。
- 4 米軍人・軍属等による凶悪事件発生時には、米軍による訓練、民間地域への立ち入り及び米軍車両の進入について一定期間禁止する措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。